ものと、この両者をとりませ 視覚によるものと聴覚による

第三の場合は、この目と耳

を得ますならば、

一つを通じて行ら広報活動

行ら場合に大別されること

ただけることと思います。 をお読み願えばよく判つてい

広報活動は、大きく分けて

あるかは別稿「広報とは何か」 に、広報活動が如何に必要で

民主政治を確立するため

自分達が市の政治をする**費用** 知つて頂くことが必要であり な風に使われているか、又市 として出している税金がどん なことを絶えず関心をもつて では今後どんなことをしよう としているのかといったよう 十分理解して頂き皆さんの 又市長は、こうした市

議員を選挙することとなって をする人として、市長や市会 では不可能なことです。 らが担当するのが望ましいの いるわけです。これが代表制 でありますが、実際問題とし もともと市政は、全市民自

そこ

市

投票して頂かねばならな



片岡奈良市長

奈良市長 片 岡 太

郎

を常に贈かせて頂かなくては に又皆様の御意見とか希望等 に又皆様の御意見とか希望等 なりません。 まくゆく筈はありません。そ こうしたことをする 0

に念願するものであります。

となるものであります。

するとともに市政の道しるべ とと致しました。 報活動の一つとして、こんど は、市と皆さんとの連絡役を 「市民だより」を発刊するこ 從いまして「市民だより」 なのですが、その広

和25年8月31日印刷 和25年9月1日発行

奈良市民だりよ [第 _ 號】

競 行 所 奈良市役所広報文書課 编辑等發行人 川 尻 利 奈良共同印刷 印刷所

あり、

"

声をお聴きして、政治を行う く知らすと共に又皆さん方の れらの広報活動を通じて、広 に類するでありましよう。

民だより 奈良市助役 發 北沢善之氏 H 北 ができると思います。 に寄せて

講演会、座談会をはじめラジ でありましよう。 よる活動が数えられるであり 表等の展示等があげられるの 機関紙の発行とか、又ポスタ オの利用その他広報自動車に ーの掲示とか或いは写真、図 第一の聴覚による広 目を通しての広報であり 一の視覚による広 報 報

民主主義といわれるものであ

事刻々移り変る市政の問題を 成長させて頂けるよう切に 建設法」に関する特集号とし 育まれ、立派な協力者として て「市民だより」が皆さんの したいと念じています。そし の御意見、要望等も承つて、 お知らせすると共に、又皆様 捉え、正しい情報を皆さんに ることと致しました。 て、皆様の前に初デビューす 「関心」と「理解」によって 市役所と市民を結ぶ役目を果 いと思いますので、特に第一 今後は大体月一回程度、

その役目を果し得ますよう切 力と御支援によって、立派に 「市民だより」が皆様の御協 旨等について十分理解した上 問題であり、その内容及び趣 しても又市民にとつても重大 條による特別法であり、 発刊することと致しました。 着手として「市民だより」を のを機会に、広報活動の第一 養否を問うこととなりました 住民投票によってこの法案の 両院を通過し、來る九月廿日、 國際文化観光都市建設法」が て色々計画中でありますが、 広報文書課が新たに設けら 六月、行政組織の改革により、 治であるわけであります。 ことが、とりも直さず民主政 この法案は、憲法第九十五 奈良市におきましても去る 市と

ます。

案を通過した様な次第であり体の努力を重ね、遂にこの法

案を通過した様な次第であ は、緊選出両院議員と不離

出するに当つて竹村代談士を のは從來なかつたと申されて んなに密接な連絡協調をした に堪えぬところである。 が國際文化観光都市として建 除く縣選出両院の代談士があ したのは七万市民等しく欣快 設される法律案が國会を通過 位の御努力により我が奈良市 東井代議士がこの法律を提 今回縣選出参衆両院議員各

謝をささげますと共に、緊選された、片岡市長の努力に感

たいと思います。 機に対し、 御援助並びに市民各位の御声

厚くお

礼を申上げ

出両院議員、

縣市議会議員の

通過について格段の奮斗をな

はこの機会にこの法律



長を中心とします私共議員文字通り夜を日についで市

良國際文化觀光都市 建設法について

片岡安太郎 奈良市長

行されることになるのであり 奈良市に施 して、 よいよ來 過致しま 光都市 十日住民 る九月一 際文化観 國会を通 去る七月 設法案は 二十八日

この國際文化観光都市建設 不斧の春日奥山には、6つそは、すべて史蹟に富み、千古百六十万坪に余る 奈良 公園 光明びであるという点、即ち ります。 られており、 の内外人が来遊されたが であるということは、今まで あります。 御協力を得たいと存ずるの らなければならないかという か、又何故かような法律 は、観光都市であり文化都 ことを申し上げ、 うたる原始林があって、 一 にも全國的に、否世界的に 御承知の如く、 草すべてが教育の資料なら 如何なる法律である 来遊されたので、 と存ずるので わが奈良 公律を作 あ数知

奈夏國際文化 建設法案通過に 市会議長 守田米次郎氏 觀光都 守 き絕大なる御盡力を願つたの であります。 いるほどこの法案の通過につ 田 い 市 米 て 次

郎

復し、

眞に世界平和に寄興

て國際場裡に活躍しよう

國際間の 即ち國

体において一億程度の輸

超過であつ

たの

6

あ h

ありますが、この信用を回 持たれておることは事実で

しきにわたる戦争によっ 事であります。わが國が

國際間に不信用の感を

國の輸出人の統計を調べて ありました。試みに、わが

ことは止むを得ない実情に 輸入の額が増加しておった

みますと、

昭和九年には約

億五千万圓の輸入超過で

第一に、文化の交流であり

であります。

際間の親善を深くすること 信用を取戻すこと、 と致しますには、

ますが、

國際間お互に交り

ける收益事業、

海運業、その

いては移民の送金、海外におこの國際收支を決済致すにつ

を深くして、

外國の文化を

他観光收入等によつて利益を

成するのには、どうしても國 要する財源に乏しい奈良市と ##-の大きな力をからねばならな ありますが、この保存開発に 源を保存開発して、これにあ あると思うのであります。 等の多数包藏されておる点で 昔をしのぶに足るのでありま お残る七堂伽藍の跡を見ても 現存致しておりまして、今な ざるはないのであります。 んたりし面影が、目のあたり いら点であります。即ち、 しましては、この目的を達 界的な文化都市となるので ゆる施設を講じますなら こうした観光資源、文化資 一百年前の天平文化のけんら 次に歴史的な沿革があると 実に世界に冠たるもの 而も古文化財、古美光品 優に國際的な観光都市、 が

す。

外なら

今や、

0

制定施行が必要となって参る 國際文化観光都市建設法」の 良市にのみ適用される「奈良 いのでありまして、ここに奈 そこで、 であります。

ところ、特に國際観光事業の

観光の目的とする

的と致しまして、

鉄 て、

鋼等外國依存の狀態にあ

常に棉花、ゴム、石油、

ったので、

毎年輸出よりも

國際間の親善と

第三に、國際收支の改善、 す。 か ります。 即ち外貨の獲得であります 自足のできない國であ 輸出入の関係をみますと、 いづれも輸入超過でありま それはわが國が、自給 戦前におけるわが國の

ねばならないと思うのであ 平和的な歩みを進めてゆ

造物や古美術品がいんしん 使命を持つわれわれと致し 繁栄時代を現出したこと ましては、文化を交流して も、一に國外文化の交流に を極め、当時における最も 鮮の文化をとり入れ、 せなければならぬのであり 建設を目ざして進むべき 千三百年前に、 わが國は、 栄えたのは中國、 なかつたのでありま 工藝等を引き入 平和國家 天平 学朝

*

觀

光都

建型

*

ます。

T とり入れ、

わが國の文化の向上に資

その実情を知つ

文化の

れて、美

秦良国際文化觀光都市建設法国 九月二十日住民投票

*

(計画及び事業) (計画及び事業) (計画及び事業) (計画及び事業) の経過光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが國の経済復するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが國の経済資本地位を有することにかんがみて、國際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資準一條 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要第一條 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要

第二條 奈良國際文化観光都市建設計画を実施するものとする。という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画のという。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画のという。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の第二條 奈良國際文化観光都市を建設する都市計画(以下 奈良國際文化観光都市 は

一條に定める都市計画の外、國際奈良國際文化観光都市建設計画」

といろの

文化観光保存地区)

(事業の接助) (事業の表行) (報 告) でいる費用を負担する公共團体に対し、普通財産を鼷興 することができる。の事業の執行に要する費用を負担する公共團体に対し、普通財産を鼷興 することができる。の事業の執行に要する費用を負担する公共團体に対し、普通財産を譲興 することができる。例本に、一般の表別の関係文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める 場合に第六條 國は、奈良國際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める 場合に 東えなければならない。 第五條 國及び地方公共團体の関係諸機関は、奈良國際文化観光都市建設事業が 第一 援助の

を目

(法律の適用) (法律の適用) では、毎年一回國会に対し、奈良國際文化観光都市建設事業の狀況を報告していたがればならない。 に努め、少くとも六カ月ごとに、建設大臣にその進行狀況を報告しなければならない。 (法律の適用) 和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。の法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、の法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、元代、奈良國際文化観光都市建設 特別都市計画性 法は、 一昭と

設事業とみなす。 2 この法律は、公布の四 1 この法律は、公布の四 日本國憲法第九十五條の規定により、 現に執行中の奈良都市計画事業は、これを奈良國際文化の日から施行する。 奈良市の住民の投票に付するもの 観光都市建

3

も決して地方自治を傷けるよ 係機関の援助を仰ぐといつて ありますし、又國その他の関 の目的が達成し得られるので 業の振興と相まつて始めてそ

なことではないのでありま

の観光客をより多く迎えなけ

ればならぬ必要が起つてくる

のであります。

然しながら、観光と申しま ても産業の振興を妨げた

る土地では、現在の狀態に甘

観光の資源に惠まれて

奈良市のような女

り外はないのであります。

であつて、ただ観光事業を盛 とは、今のところ到底不可能 直ちに戦前の水準に復するこ いら貧弱な狀態で、これらを れている船は僅かに十一隻と れも現在では外國航路に使わ

んにして外貨の獲得を図ると

國際文化觀光都市建設

んずることなく、この古い都

新しい施設を加えて内外人

ることは絶対にいけないので

りまして

徒らに遊蕩的な設備をす

ありまして、

観光施設即ち産

の物價が戰前の百倍として百の收入と申しましても、現在 今職爭前の観光收入を申し上 ができたのであります。一億 で、これによつて大部分の輸 その後戦前までは何れも四万 外國人の数が約四万三千人、 入超過のまかないをすること による收入は一億程度のもの しておったのであります。 五千人程度であり、これ 漸く輸入超過の埋合せを す。 と致しましては

又施設の計画においても市民 多数の興論を尊重して執行し りと定められておりますし、 観光都市建設法」に、はつき てゆきたいと思うのでありま そこで、この法律の

ら申し上げる「奈良國際文化 あります。 例えば道路、上水

とか、図書館とか、或いは動 以外の観光ホテルとか美術館 動場、住宅の経営、市場等は 法によらなければ施設するこ できるのでありますが、それ 都市計画法で施設することが 道、下水道、河川の改修や運 物園というような施設は特別

ことと規定せられておるので るための規定を設けることが ことや、市民の福利を増進す 採取除去等に制限を加えた 新築、 すおそれある行為を禁止する できることになっておりま り、その他公共の安寧をみだ 改樂、 増築や、 木 石 0

市建設事業は、奈良市の市長 第四條は、この文化製光都

れがために市民の税負擔が加重されるような事は決してありません。出來る限りの援助を受け、また國有財産(普通財産)も譲興されるので、こ を計るためのものであります。 ○○○圓について一、八○○○圓に、なお均等割として一人につき六○○圓 た額へ百圓当り一圓六十銭の税率、市民税は、昭和二十四年所得納税額一〇、たの法定標準、即ち固定資産税は、既に定められてある賃貸價格を九百倍したの法定標準、即ち固定資産税は、既に定められてある賃貸價格を九百倍し それぞれ税率が定められてあつて、法定限度以上の賦課は出來ない仕組にな 会によって決められた改正地方税法によるところのものであって、これには を實施せんがための増稅ではなく、これは全國一率にわたり地方自治の强化 つているのです。 明るい奈良、文化觀光都市奈良を建設するために、奈良市民の皆様は擧 是設法による事業執行のためには、國及び地方公共國体の關係諸機關から

による増稅はありません

奈 良 市 財

この点は現在喧しく叫ばれて

観光都市建設法では、都市計 でありますが、この國際文化 普通都市の施設ができるの があって、この法律によって、 ては、都市計画法という法律 目的を規定されておるのであ ての、先刻申し上げた資格と 法以外の施設までもできる 第二條は、 奈良市が文化観光都市とし 普通の都市とし 保存対策を講じることができ 又國宝の防災保存等につきま るのであります。 しても、文化財保護法以上の

宝のある地域や史蹟、名勝、 ために市の條例で保存地区を 公園等の地帯を特に保護する 市内の最も重要な地域即ち國 ける規定でありまして、奈良 第三條では、保存地区を設 その地区内の建物

ればならない義務を負つてお て文化観光都市を建設するた す。そしてこの法律を執行し 治の精神に則り」という字句 ならのでありまして、特に法 るのであります。 めには、不断の活動をしなけ が加えられておるのでありま 律の中には、市長は「地方自 いる地方自治の強化と相とも

であります。

都市計画法及び特別都市

いうことを言明致します。

んが、これは大変な誤解でありまして、今回配布される令書はさきの第八國 の大幅増税がこの建設法によるものと考えておられる向もあるかも知れませ このために増税されるとか、また仮りに今度の固定資産税や市民税等、 九月二十日、奈良市住民の賛否の投票を行うことになりました。ついては、 今回、第八國会において通過した奈良國際文化観光都市建設法は 第一條 とはできないのであります。

業は何もなく、

船舶も戦前六

百万順といわれていたが、こ

億の收入があつたわけであり

ます。それが今は移民の收入

、海外における收益事

とができると思うのでありま 等相当あるわけで あります 林が一五三町歩その他に建物 べて普通財産であります。 まして、それ以外の財産はす よつては市に護與をらけるこ 民の熱意と関係機関の援助に が、これらの國有財産は、市 三町歩余り、それ以外の國有 公園敷地におきまして、 わが奈良市には國有財産が 五三 します。

國会に対して、事業の狀況を り、内閣総理大臣は毎年一回 臣に報告することになつてお 條までの特則に該当する外 報告する義務を規定したもの 市長から六カ月ごとに建設大 光都市建設事業の進行狀況を 第七條は、この國際文化観 第三條から第七 市民に増税をしたり、莫大な 者等によつて組織し、計画致じめ各界の代表者や学識経験 が、その点は絶対心配御無用 いかという御質問があります 負担をかけるようなことはな をやるということになれば、 半数の同意を得ましたならこの住民投票が終つて、過 合せの中に、かよらな大事業 たいと思つております。 して、この審議会は、縣市は 文化観光都市建設審議会」と ば、この事業遂行上市長の に市議会の議決を得て執行 いうのを設ける考えでありま 談相手となるべき「奈良國際 に諮問し意見を聞いた上、 しました施設、事業を審議会 なお、市民の方々からの問 更 相

るのであります。 國や関係機関が負担してくれ 助は、極めて積極的に物心両 ぬということで、而もこの接 限りの援助をしなければなら らゆる関係機関は、でき得る ついて、國なり公共團体のあ 方面において援助する義務を よつて、色々な施設をするに 第五條では、この 建設法に 計

画法第三條の綠地地域の指

るのであります。 動と、市民の協力とによって 関の援助と、市長の不断の活 この計画どおりの施設ができ かようにして、國や関係機

いよいよ

市税

や、國が直接公共の利用に供 があつて、行政財産というの があつて、行政財産というの の規定でありますが、國有財 している財産をいらのであり 第六條では、國有財産護與

C

られているものであります。 するについては、奈良市の住けでありまして、これを施行 定と効果を準用する旨が定 協力下さらんことをお願い致一人の棄権もないよう何卒御 日の投票には、有権者の方は ありますから、 ことができることとなるの 始めて特別法として執行する の過半数の賛成投票があれば で住民投票の結果、有効投票 に住民投票の規定が設けられ 違つて、奈良市にだけ適用さ であります。これは一般法と 先般第八國会を通過致しただ のでありますが、この法律は 法の内容の概要を申し上げた ているわけであります。そこ れる法律でありますから、 民投票を行わねばならないの 以上國際文化観光都市建設 來る九月二十

特

うに、奈良は東洋のローマ

常な憧れを持つたといわれ 思つただけでも古代への非 國人が「ローマ」への旅を

ております、それと同じよ

の道がローマに通ずる」と て來たことですが、「すべて ん、私が前から考えつづけ

いら言葉があるように、外

でありギリシャであると思

く國際的な奈良であると思 郷であるばかりでなく、全叉日本人にとつては心の故

かように奈良が持

つところの数多くの文化者

ておるのです。これがため

今度第八國会を通

終つて建設事業に着手してお 別法施行以來、三億圓余りも のでありますが、広島市は特 ります広島市の例を見まして 年國会を通過し、住民投票も も、よく御了解願えると思う | 國際平和記念都市として昨

担をかけない考えでありま の皆様に対しまして特別の負 建設事業に関しましては市民 從いましてこの特別法による は間違いないのであります。 から相当な援助をうけること しても、奈良市に対して國庫

建設に邁進しているのを見ま この法律の意義を十分御認識 次第であります。 賜りますよう切にお願いする 繁栄のため絶大なる御協力を 下さいまして、奈良の幸福と でありますが、市民の皆様も 等につき概要を申し上げたの 以上この法案の目的、

奈良國際文化觀光都市建設法 K の電波 VC

八月二十 放送が行われ 片岡 市長と大和タ 四 日午前 + 時 1 + 4 五 分一 ス 社長今西丈司 奈良縣民 0 氏 時 間 の対

良の向うべき新しい生命を それで、この度の法律で奈 法律のねらいです。 て行こうというの れにふさわしい施設を構じ

目的で作られたものですか 市建設法は、一体どういう 過した奈良國際文化観光都

それはネ今西さ

れが又外貨による、うるお 與えられたのみでなく、こ

民のたゆまざる努力と、心る機関の援助のもとに、市 現していこう。そして一つ せん。國なり縣なりあらゆ しとげられるものでありま は單に奈良市だけでは、成 られるものと思うのです。 からなる協力とによって実 民のたゆまざる努力と、 しかしこの世界的な大事業 の繁栄と幸福とを約束づけ いともなり、ひいて奈良市 國際親善と観光文化こ 片岡市長 これは今西さん や飛火野に群れ遊ぶ鹿の姿 等の四季それぞれの自然の らに実に数えつくせない観 ません。若草山のスローブ 魅力が滿ち溢れておりま むした礎石、奥山の原始林 公園の中には、あのやわら は百六十万坪に余る自然の ネ、一つは奈良公園がそれ す。まだそれのみではあり かい感じのする芝生とこけ 又丸窓の梅といつたよ

今西毗長

ゆる今回の「奈良國際文化 です。 観光都市建設法」というの

ですか?

今西社長 今の御話しの文化 具体的にいえばどんなもの 資源、観光資源というのを 内の施設や國宝の保存に必路や下水道、上水道や公園 をたたえた遊園池をつくり 荒池をつないできれいな水 公園を作つたり又きき池、 す。その他奥山原始林を開 行きたいと思つておりま のを先に取り上げてやつて で手がつけられなかつたも 等、職時中から荒れたまま 要な修理防災といつた設備 ておりますが、さしづめ道 だん実行に移したいと思つ 的な実施計画を立ててだん ら、この目的に沿つた具体 他に例のない自然

今西社長 國有財産を譲與することが 要があると認めるときは、 設事業の用に供するため必 と、國は市に対し、この建 たいと考えています。 この法律をみます

るのですか?

光資源があり、又今西さん

も御承知のとおり天平の昔

正倉院の御物等数多くの古唐招提寺等の國宝物、特にを始め、興福寺、薬師寺、 です。 とが文化観光資源というの 美術の姿が現存しておるこ を定めていますが、この法 財産を譲興する場合のこと

今西社長 それはまあわかり 片岡市長 そこです。市とし れますか? どんな計画で仕事を進めら 文化観光都市建設について

できると規定しているので

ありまして、

護與はつまり

今西社長市民の一部で心配 別に援助してくれるはづで の範囲も広く、また國が特 とはないでしようか? 上げられるというようなこ り、あるいは强制的に買い を強制的にとり上げられた しておりますところの農地

を組織し、あらゆる角度か 文化観光都市建設審議会」 驗者を網羅した「奈良國際 で、各界の代表者や学識経 大切なことと思いますの 次計画をたてることが一番 い、ぴつたりあてはまる年 としての奈良市にふさわし ますが、更に文化観光都市 て一應のプランはできてい

片岡市長 これは農地に限ら 点も御協力を願うつもりで ませんが、できるだけこの 数の協力を得なければなり る上においては、市民大多 ん。然し都市計画を実施す からそんな心配はありませ法で保障されているのです ず、すべての私有財産は憲

片岡市長 これはね一般に法 けの住民投票をやるという ことですが、何のためにす れまでなかつた奈良市民だ この法律では、こ 行は法律ができたかといつ ても困難でしようね。 は絶体に致しません。 事業については寄付募集等 しよらが、これもこの建設 かと心配される方もありま 名儀でとり立てるのでない 戴きたい、又寄付その他の この点は特に御心配なさら ことは決してありません。 法に反して増税するような 市が勝手に増税できないと 地方税法によつて定められ て頂く税金ですが、これは ないように、皆様に申して ととなつていますし地方税 た税を課するのであつて、 市の主な收入は市民の納め るものでもありません。

片岡市長 そんなことはあり ません。國有財産法で國有 でしようか? そんなにないのぢやあない には護與される國有財産は

律ですから、

その住民の意

今西社長 よく私へも問合せ られるようなことはないで 行されると市民に増税をせ 二十日」になつて居ります がきますが、この法律が施 んで居る次第であります。 で投票をして下さるよう望 いるのです。 ら憲法によって規定されて 向を聞いてやるのが民主的 しようか? が、全市民が棄権をしない な方法であるという精神か

片岡市長 これは私の方へも るものでもなく、またでき るものから行うのでありま して、決して一拳に建設す よくにらみ合せて実施でき ません。事業も市の実情と が、この法律は決して市民 よく聞きにこられるのです に増税をするものではあり

護與の対象となる普通財産 のあるところです。從つて がこの建設法の特別な意義 とが原則であります。これ 譲渡と違つて無償というこ

わたつて適用されるもので 律は、日本の國の全地域に だけ適用される特別な法が、この法律は奈良市民

はいいとう

の昔においてあの世紀の大 然しわれわれの先祖が天平 せねばならんと思います。 あの氣魄と市民の熱情と理 事業であつた大佛殿を建立 くつかの非常な困難を覚悟 解によってどんな困難も罪 した事を思いますならば、 一切る決心でおります。

業を実施して行くのにはい

今西社長 長の決心のほども伺いまし わかりましたし、又奈良市 力を御願い致します。 があがるよう大いに協力致 票において私も立派な成績 大賛成です。今度の市民投 この法律の趣旨に対しては て非常に愉快に感じます。 します、どうか折角の御努 只今の説明で良く

民投票について

八臨時國会を通過し、近く住 法」という法律案が、去る第 民投票に付されることとなり んなことでしようか。 ますが、この住民投票とはど たつて適用されるものです た特定の地域を限つて適用さ です。ですから一般にこうし 都市建設法」は奈良市にだけ が、この「奈良國際文化観光 て「特別法」と呼ばれている れる法律を「一般法」に対し に適用される特別の法律なの 普通、法律は國の全域にわ 奈良國際文化觀光都

のです。 第五十九條で 憲法では一般法については

建設法

れる

ま

決したとき法律となる」と規 議院(衆議院と参議院)で可 定のある場合を除いては、両 定していますが、特別法につ 「法律案はこの憲法に特別の 法が、國会でどんな経路をた 奈良國際文化観光都市建設

ら委員会の審査の経過及び

委

会議に上程、

建設委員長か

民の投票においてその過半数 別法は法律の定めるところに 公共團体のみに適用される特 その第九十五條に「一の地方 より、その地方公共関体の住 いては、「特別の定」として 同意を得なければ、國会は 七月二十一日(金)東井三代 どつて審議されたかをふり返 設常任委員会において可決 つてみると 七月二十 委員会に付託 提出、同日衆議院建設常任 次衆議院議員外十五名から 五日(火)衆議院本

(5)

七月二十八日

(金)

参議院本

で法文の整理をなし、十五日 の上十四日には衆議院法制局

なお、この法案は議員提出

会一致で可決

七月二十六日(水)参議院建

建設常任委員会に付託

参議院に送付、同日参議院 員長報告通り可決、直ちに 論があつて採択に入り、 結果の報告があつた後、討

設常任委員会において、全

衆議院の建設委員会に内交沙

奈良國際文化観光都市建設 これを制定することができな ろにより」とは、地方自治法 の第二百六十一條を指すので あつて、それによれば い」と規定しています。 「一の地方公共團体のみに適 ここに「法律の定めるとこ 用される特別法が國会にお 通知しなければならない。 議院議長は当該法律を添え いて議決されたときは、衆 てその旨を内閣総理大臣に

3 関係地方公共團体の長にそ あつたときは、関係普通地 移送しなければならない。 当該法律その他関係書類を の旨を通知するとともに、 臣はその日から五日以内に 方公共團体の長は、その日 票を行わしめなければなら 当該法律について賛否の投 内に選挙管理委員会をして から三十一日以後六十日以 前項の規定による通知が つたときは、内閣総理大

ない。」 ようとするわけです。 住民の投票によつて判定し 奈良市に適用することにつ 文化観光都市建設法」案を 國会が可決した「奈良國際 しています。即ち、憲法は いて市民は賛成かどらかを (以下四項、五項略)と規定

か「反対」かのどちらかを書 都市建設法」案に対し、「賛成」 ではなく、「奈良國際文化観光 特定の候補者の名前を書くの 議員を選挙する投票と異り、 ですからこの投票は、市長や

いて頂くこととなるわ こうした特別法は け

·C

6

撤

舞鶴、吳の各市も能り、今回 熱海、伊東、橫須賀、佐世保、 島、長崎の外東京都、別府、 奈良のために國会で可決され は横浜、神戸、それに京都と 既に広

都、奈良を含めて僅かに十四時別の援助を受ける都市は京 方公共関体の関係諸機関から で、特別法により國家及び地 都、奈良を含めて僅かに十 全國二百四十金の都市の中

ゆる「國際文化観光都市」とは近代的な施設を加え、いわ財と観光資源を維持し、これ 然のこととはいえ、この文化 外されたことから考えても当 際しても特に爆撃の目標から めていることと、今次戦争に 的、美術的に重要な地位をし て明びな風光と歴史的文化 課せられたわけであります。 して建設すべき大きな責任が

來るべき住民投票には、こ

たものであります。

都市であります。

これは奈良市が世界におい 廊

こんどの住民投票から、皆

や、字の書けない人も、不在

第二投票所 第八投票所 第五投票所 第四投票所 第三投票所 第七投票所 第六投票所 会所 住

第九投票所 第十投票所 場 学藝大学附属中

Addition to the property of th 衆議院に提出されるまでに、 ようであるが、七月二十一日 ば極く簡單に國会を通過した 以上の通りで、これだけ見れ けてこれを通し、十三日には 対策委員会及び代議士会にか 査会、十二日は総務会、國会 七月十一日に自田党の政務調 報告があつた後、採択に入 り委員会の審査及び結果の 会議に上程、建設委員長よ り、委員長報告通り可決 に衆議院に仮提出するととも 態に立至り暗礁にのり上げた は法案の成立を絶望される事 るおそれありとの点で、一時 ところ、地方自治権を侵害す Kが出るものと楽観していた のであるが、最初簡單に〇・ に関係方面との折衝に入つた 日了解を得て正式提案の運び のであるが、 案の提案者の代表たる東井家 に至つたのであつて、この法 漸く七月二十一

権者もないようそして他都市 の投票の意義と、法案の内容 願い致します。 挙げるよう協力下さるようお に負けない立派な投票成績を

投票所を二十 力 所に

さい。 **所ふやし、二十ヶ所とします 様の便宜のため投票所を七ヶ** から、一人残らず投票して下 なお当日投票に行けない X しよう。そして全國一の投票 から、みんな揃つて投票しま 者投票や代理投票ができます 成績をあげましよう。

民投票の 投 票 所

菖蒲池町称名

佐保小学校

般若寺文珠堂 大佛殿內西側廻 鼓阪小学校 南京終町青果市 井上町天理教々 飛鳥小学校 白毫寺西勝寺 若草保育園 第十一投票所 第十三投票所 第十二投票所 学校

第十八投票所 第十六投票所 第十五投票所 第十四投票所 第十七投票所 第十九投票所 法華寺町会所 三條会館 大宮小学校

藥師寺 西蓮寺 椿井小学校 都跡公民館

議案として、次の十六名によ つて提案された。 東井三代次、 井上信貴男

護院議員はじめ関係者の苦心 は並々ならぬものがあつた。 增田甲子七、更に内閣総理大 臣吉田茂の両氏も全幅の養意 内海 安吉、倉石 忠雄 佐藤 栄作、瀬戸山三男 田中 角栄、根本龍太郎 田中 高次、薬師神岩太郎 中島 茂喜、前田 正男 中島 茂喜、前田 王男 中島 茂喜、前田 王男 中島 茂喜、前田 王男 中島 茂喜、前田 王男 を表され、署名していただい たことを特に申添えておきた

奈良国際女化観光都市

授 票

御不明の点は市の当委員会事

なお、以上の手続等について

を提出のこと)

師・歯科医師・産婆の証明書

は産褥にあるため歩行が著 姙娠もしくは不具のため又

更に皆様が疾病・負傷・

しく困難であるとき(医

務局でお導ね下さればこれに

賛

又

反對

観光都市建設法の奈良國際文化の 市民投票の書き方について

◎來る九月二十日午後六時までに行われる奈良國際文化 観光都市建設法の市民養否投票は次の様式でこれまで 談員候補者の氏名を書いた所に「

賛成」又は「

反対」 と選挙人がそれぞれ自書することになりました。 「〇や×」は無効になります。

投票用紙の様式

〇注 意

賛成の人は「賛成」と書き、反対の人は 「反対」と書くこと。 他のことは書かないこと。 奈良國際文化観光都市建設法の制定に

の業務主の証明書を提出す の長又はその從事する業務 署その他これに準ずるもの

2、又皆樣が投票当日やむを 明書を提出のこと) 婆・もしくは市町村長の証き地の医師・歯科医師・産 務もしくは事故のため旅行 長(奈良市長)又は当該用 業務主、選挙人の住所地の 挙人の属する官公署その他 又は滯在中であるとき(選 奈良市の区域外に旅行中か 得ない用務又は事故のため ること 中もしくは滯在中であるべ しくはその從事する業務の これに準ずるものの長、も

特 别 投 票 (不在者投票について)

郵便で請求して下さい。 めには、不在者投票が一般の に行くことのできない人のた 選挙管理委員会に申し出るか する人は証明書を添えて市の ますから、次のどれかに該当 選挙のときと同じようにでき いろいろの事故のため投票所 來る九月二十日の投票当日

載されている人が奈良市の 奈良市の選挙人名簿に登 なつています。 代

理 投

見を聴いて投票させることと 投票管理者が投票立会人の意 人は、投票管理者に申請し、 字を記載することができない り、自ら当該選挙において文 身体の故障又は文盲によ

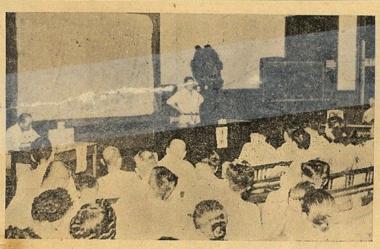
在とか病臥中又は歩行困難の 人もれなく投票いたしましょ 挙権を行使できるのです。 は代理投票の制度があつて不 方も自宅にいながら貴重な選 九月二十日の投票日には一 以上のように不在者投票又

前九時から午後五時まで(日 九月十九日までの間、毎日午 在者投票は八月三十一日から 「注意」今度の賛否投票の不

昨年社会教育活動の一つとして発足した「市民集会」は、 市

務又は業務に從事中である 区域外において投票当日職

とき(選挙人の属する官公



建設法の説明をする片岡市長一昭25,8,23,於佐保小学校

良市の今後の進み方に関する その趣旨、内容等十分知つてを控えていることでもあり、 大問題でもあるため、どこの 会でもあり、且つ問題が、奈当日は、半年ぶりの市民集 会でもあり、且つ問題が、 次の日程で行われた。 活躍された片岡市長から、 通過に文字通り寢食を忘れて をとり上げ、この法案の國会 から、各校区とも、この問題 置かねばならないということ が、來る九月二十日住民投票良國際文化観光都市建設法」 しく説明を聞くことになり、 八月廿四日 午後八時 八月廿三日 午後八時 八月廿一 八月十八日 八月十七日 八月廿一日 八月十 九日 日 飛鳥小学 済 美 小 学 佐保小学 棒井小学 鼓阪小学 三 年後八時 午後七時 午後七時 校 館 校 校 校 校

諸種の事情により中絶して

お寄せ下さい。

第九十五條による特別法「奈過般第八國会を通過した憲法 つとして行うこととなった。 たが、このたび広報活動の **意見等皆さんの声をお待ち** で見等皆さんの声をお待ち しています。 なお再開第一回の議題は、 どしどし市広報文書課 ★公 聽 板

があるといわれているのであめとする点において大きな差判と意見を期待することを目

れてはならないのであり

くまでも國政の主権者 主権者であるのではなく、

は

めて行く上に、どうしても欠

「広報」は民王政治をおし進

くことのできない行政活動の

報を提供することによって、

であり、

決して代表者だけが

化は達成されるのであつて、者が揃つて始めて市政の民主 力」は湧くのであり、この三

この一

票世界の奈良をうちたてる

建設の歴史をつくるこの 奈良のため今だこの時この

票

大阪市北区中之島朝日新聞編集局

谷 昇 治

吉野郡龍門村平尾

上

+

篇 美 る國民の代弁者に過ぎないの

1950年9月1日発行

くもらせて、特定の考え方に

をするのですかし

こういつたおたづねをよく

いら課ができたそうですが、

文書課』と 市に『広報

体『広報』つてどんな仕事

不審を抱かれるのも無理から きかなかつたことでもあり、 んていら言葉は、今まで余り 市民の皆様には、「広報」な 受けるのでありますが、成程

ぬことだと思います。

く一広く報らす」ことであり、

次氏、参議院議員新谷寅三郎 表者たる衆議院議員東井三代 及び二十四日に出席せられ、 法案の國会通過までの経過等 八月十七日、二十三日

盛況裡に終つたら

確立に資することとなった。 民の集い」をして地方自治の とに、議題を選び、賃に「市 多大の感銘を與えた。 につき報告せられ、 参会者に

とは 何 か

広報文書課長

111 尻 利

ん りがあるといわねばなりませ ある点において、本質的な陽 論を喚起し、これが政治に反 言すれば「公聽」ということ 映することを期待するもので 民の声を聴くということ、換 は、知らすとともに、広く住 によつて、住民の意向即ち興

誘導していくのが目的である を刺激し、この感情の働きを ロパガンダ)は、人間の感情 が、嚴密にいえば「宣傳」(プ 似通つているのであります この意味において「宣傳」と 「広報」とは、読んで字の如 「広報」(インフォ 政治を委ねた形はとつていて 民主政治の普通形態でありま に過ぎません。これが代表制 によって行うこととしている 制度化する方法として代表者 在民主義をとり、ただこれを であるという、いわゆる主権 するためには、國民の一人一精神として、民主政治を確立 人が、。國政を担当する主権者 新憲法は、民主主義を基本

おしつけるのに反し、「広報」 又、「宣傳」は、一方的

も、それはあくまで主権者た す。 主政治の最も良い学校で 縣、 るためには、先づわれわれの を得れば、そこに必らず「協 といわれるゆえんであ り、その成功の保障である。 す。これが「地方自治は、 ることが先決問題でありま 身近かな地方公共團体たる 市民の「 特に市の政治を民主化す 関心」と「理解」 b あ民

す。 解」を深めることが是非必要 絕えず政治に「関心」をも 権者たることをよく自覚して るためには、個々の國民が主 となるのであります。 從つて、民主政治を確立す

報」であります。 供することが必要でありま ませんが、反面その資料を提 らないことはいうまでもあり 深めるためには、國民自身がこの「関心」と「理解」を 積極的に努力して頂かねばな これがとりも直さず「広

【入選之部】

ることとなるわけでありま 國政の民主化がなしとげられ 手に歸し、國民のものとなり、 まして、かくて政治は國民の 行われることとなるのであり 國民の意向を反映した政治が 然的に正しい批判が行われ、 解」が深められてゆけば、 國民の「関心」が高まり、「理 広報活動が活酸に行われ、

票

伸び

行く

奈

良

奈良市高畑町大杉数会

そろつ

T

大和信貴山

T

建

国都奈良

築く力だこの 生駒郡伏見村宝來

v

市

民で世

奈良市法蓮仲町一〇奈 奈良市林小路町四一

0

良

【佳作之部】

この一 この この一 すてるな一票輝く奈良市 奈良に住む喜び胸に手に 新 一票に映せわれらの い奈良のあゆみとなる一 票国都建設 票やがて輝く市と市 票世界を招く建設法 生みの親 鄉土愛 票 民

票 票 奈良市油阪町四三ノ三 大 上 奈良縣廳沙外課本 生駒郡 大阪市北区中之島朝日新聞活版部 一長 奈良市北京終町三〇 奈良市晃平町五七 北葛城郡百済村百済田 - 駒郡伏見村宝來 横河鄉村勢野山 横 宮原勝方 IE 憲 之 代

德 IE 助 基

であるということができると 思うのであります。 民主化をはかるパロメーター 一つであり、広報こそ政治の



奈良國際文化観光都

投 票 市建設法 標 語

挙つて投票世界の奈良の 建設に

(縣賞募集

設 市 III 岡 宫 中 高 以上入選 島 原 野 櫺 治 奈 五 宣 邦 篇 太 良 保 菊 子 周 鄭

* 壹 萬

の賞金は?

得することとなった。 少々かたくなった傾向がある し思らが、 | 銘打つていよいよ今月より|| 報機関紙も「市民だより」 創刊号からの表情としては ねてからの懸案であった 今回は特に北沢助



思う。 にわたり ての皆様の忌憚のない御意見いかにすれば市民の方々に であり、 化観光都市建設法」の特集号役の「発刊によせて」の文中 て頂きたい。 これにおかれたことを了とし 票を前に市の広報ポイントが 大号からは、奈良市政全般 お待ちして 九月二十日の住民投

く投票されることを望んでいます。 十九八七六五四三二 (奈良市選挙管理委員会)

市建設法」の住民投票につい のまま抽籤券となりますか な番号が刷つてありそれがそ ら出口で、投票落の証という 抽籤を行うことにしました。 奈良市選挙管理委員会では この祭は九月下旬の抽籤

金を出す事になっています。 ら十等までに次の算出法で賞 町單位に順位を決めて一等かなおこのほかに投票率の好い 発表までお持ち下さい、 五四三二一等等等等 は個人賞として 百 二百圓(三十人) 五百圓 一千圓 圓 (十人) 三人 (七十人) これ

民 成

憲法第九十五條の規定による一の地方公共團体のみに適用される特別法は、今まで十四都市に制定されましたが、 既に住民投票の終つた広島、長崎、東京、横須賀、佐世保、奥、舞鶴、別府、伊東及び藝海の投票成績はどうだつた でしようか、下表によつてご覧下さい。

さて來る九月二十日の奈良市の住民投票は、どんな結果を示すでしようか。これは市民の皆様の胸三寸に祕められ た謎です。 ― 建設法世界が見ているこの一票

都横浜國際港	都建設洗	建化奈良银光都際市文	建化京設観都以上的一个	都光熱 市溫泉 製 設 文 際 法 化 観	都光伊 市溫泉 整 整 文 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	都光別 市溫府 建泉歐 設文際 法化観	神 旧 東 港 市				建首設	建文長 設化崎 法都國 市際	建記広 設念島 法都平 市和	法 律 名
横	神	奈	京	熱	伊	別	舞	吳	佐世	横須	東	長	広	公関
浜市	月市	良市	都市	海	東	府	鶴士		保市	須賀	京	崎	島	共原地
11 11 11 11	Sales and	STATE AND STATES		市	市	市	市	市	2470	市	都	市	市	体方
昭皇	昭宣	昭宣	昭宣	昭	昭 壹	昭	昭	昭	昭 量	昭	昭	昭云	昭云	年國
4	+	4	+5) E.	100	NA.	NAME OF THE PERSON	ESSE .	ESE		NAME .	35.	35.	月強
	픙	_	七六		1	+1	Ξ	=	=	7		=	=	日過
昭宣、	昭壹、	昭三	昭. 盖	昭宝	昭宝	昭	昭宣	昭宣	昭	昭宣	昭量	昭云	昭言	年贊否投票
차등	九二	九一	た一言	**	今五	~	*	*	*	~	*	4	++	日票
第四					投票率 北・中%	投票率 岩小豆	投票率 (4・10世)	投票率(今・元、六七)	投票率(101、社会) - 101、社会)	投票率 501、50	क (दान्द्राम)	ね(おんごから)	有 権 者 数	
					無反 赞成	無反 赞 成	無反 賛 成	無反 養 成	無反 賛成	無効が(お・八・公)	無反 贊成	無反 贊 成	無反 贊 成	の養否投票
				昭宣、4、1	昭量、六元	昭量、六元	昭宣、六1	昭宝、六1	昭云、六二	昭宣、六二	昭宝、六1	昭高、平二	昭高年二	確定年月日